

NO.	対 象 料 金	問 い 合 わ せ 先
28	三倉鼻農村広場利用料（※） （業として行う写真等の撮影にかかるもの）	琴丘総合支所地域整備係 ☎87-2114
29	山本コミュニティセンター（金陵の館、すいらんの館） 使用料	山本総合支所地域振興係 ☎83-2112
30	石倉山・森岳駅前公園使用料 （業として行う写真等の撮影、興行にかかるもの）	
31	山本就業改善センター使用料	
32	山本森林総合利用施設（石倉山）バンガロー、テント、 架台使用料	
33	山本農村環境改善センター使用料	
34	惣三郎沼公園使用料 （業として行う写真等の撮影、興行にかかるもの）	山本総合支所地域整備係 ☎83-2113
35	金岡地区農業担い手センター利用料（※）	
36	蛭沢多目的集会施設利用料（※）	
37	ニッ森・豊岡・長面・林崎・角助沼農村公園使用料 （業として行う写真等の撮影にかかるもの）	
38	志戸橋野地区活動拠点センター利用料（※）	健康推進課国保年金係 ☎85-2137
39	琴丘国民健康保険診療所（休止中）の医師が作成する 各種文書手数料	

注（※）印の利用料は、指定管理者制度により町施設の管理・運営を自治会または株式会社等が行っている施設の利用料で、管理者が利用料を徴収する際の上限額の見直しを行ったものです。

指定施設の不在者投票管理者の皆さまへ

不在者投票の公正な実施確保に向けた 外部立会人選任等の手続きについて



県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等（指定施設）においては、入院・入所者が病院長や施設長等の不在者投票管理者の下で投票を行うことができます。その際、不在者投票の手続きの全般にわたって立会い、不在者投票が公正に行われるか監視する役割を持つのが立会人です。立会いのないところで行われた不在者投票は無効となります。

● ● ● 選挙の公正な実施確保のための公職選挙法改正が行われました。 ● ● ●

不在者投票における 外部立会人の努力義務化

公職選挙法の改正により、指定施設の不在者投票管理者には、市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち合わせる等の不在者投票の公正な実施確保の努力義務が設けられました。

外部立会人の選任等の 手続き

指定施設の不在者投票管理者は、施設所在地の市町村選挙管理委員会と外部立会人の受け入れについて事前に連絡・調整し、選任の手続きを経て、外部立会人を立ち合わせて不在者投票を実施します。

外部立会人に要した 経費支払いの手続き

市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人を選任した場合は、外部立会人の立会に要した経費（外部立会人に支給した報酬等）について、所定の手続きを経て、不在者投票管理者に支払われます。

◆問い合わせ先 三種町選挙管理委員会（役場総務課内）TEL 85-4815